

随意契約理由書

件名	令和7年度 布施畑ポンプ場 非常用発電設備点検整備
契約の相手方	株式会社 明電エンジニアリング 関西支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当
随意契約の理由 本業務は、神戸市水道局布施畑ポンプ場に設置されている非常用発電設備の点検整備を行うものである。商用電源が長時間停電する非常時においても送水ポンプ等を確実に運転するよう、機能保全を図るものである。 当発電設備は、発電機、原動機、電圧調整器等の主要構成機器の機能の点検、消耗状態の調査においては、製造業者のみがもつ専門技術・知識が必要であり、他社では設備の性能、品質確保など、保証することは不可能である。 また、各種センサー、フィルター等の定期的取替部品の交換が発生するが、発電設備製造業者ごとに個々の部品構成が異なるため、互換性がなく、他社部品を流用することはできない。 本設備製造業者である（株）明電舎は神戸市水道局の修繕、点検及び整備業務について標記業者を唯一認可し、業務移管をして業務をさせることとしている。 以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外にないため、上記業者との随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所設備課 (電話番号 078-341-8994)